

富山市社会教育委員会会議運営規則の一部改正(案)について

【生涯学習課】

(1) 趣旨

富山市社会教育委員会会議について、会議内容をふまえ、定例会議の回数を変更することとし、富山市社会教育委員会会議運営規則の一部改正を行うもの。

(2) 改正内容

定例会議の回数変更（年２回から年１回）及び所要の改正を行う。

(3) 施行期日

令和７年４月１日

富山市社会教育委員会議運営規則の一部改正新旧対照表

現行	改正案
第1条・第2条 (略) (会議) 第3条 会議は、定例会議及び臨時会議とし、定例会議は、<u>年2回</u>これを招集する。 2～5 (略) (庶務) 第4条 会議の庶務は、<u>富山市教育委員会生涯学習課</u>が処理する。 第5条 (略)	第1条・第2条 (略) (会議) 第3条 会議は、定例会議及び臨時会議とし、定例会議は、<u>年1回</u>これを招集する。 2～5 (略) (庶務) 第4条 会議の庶務は、<u>富山市教育委員会事務局生涯学習課</u>が処理する。 第5条 (略)。

○富山市社会教育委員会会議運営規則（案）

平成 1 7 年 4 月 1 日

富山市教育委員会規則第 2 0 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、富山市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（議長及び副議長）

第 2 条 会議に、議長及び副議長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 議長及び副議長の任期は、委員の在任期間とする。

3 議長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 3 条 会議は、定例会議及び臨時会議とし、定例会議は、年 1 回これを招集する。

2 会議は、教育長又は議長が招集する。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、会議の結果を富山市教育委員会に報告しなければならない。

（庶務）

第 4 条 会議の庶務は、富山市教育委員会事務局生涯学習課が処理する。

（細則）

第 5 条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日富山市教委規則第 2 号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（富山市社会教育委員会議運営規則の一部改正に伴う経過措置）

4 旧法による教育長が在職する間における富山市社会教育委員の会議
の招集については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。